

《学習等供用施設使用許可申請の手引き》

担当課名：館山市中央公民館

電 話：0470(23)3111

1 この申請書で申請できる施設

北条地区学習等供用施設（コミュニティセンター内）、中央地区学習等供用施設（菜の花ホール）、豊津地区学習等供用施設（豊津ホール）、那古船形地区学習等供用施設（若潮ホール）です。

2 申請の手続きについて

【1】申請の時期

- ① 官公署、市内の学校教育機関、社会教育関係団体及び公共的団体が、その主たる目的のために使用する場合

【使用する月の2ヶ月前の初日から】

例) 12月10日に使用したい場合は、10月1日から申請ができます。

- ② 官公署、市内の学校教育機関、社会教育関係団体及び公共的団体が、その主たる目的のために使用する場合で、各種展示会、各種大会で使用する場合

【使用する月の6ヶ月前の初日から】

例) 4月10日に使用したい場合は、10月1日から申請ができます。

- ③ 上記以外（企業等の研修、市外の社会教育関係団体の活動など）

【使用する月の2ヶ月前の10日から】

例) 12月10日に使用したい場合は、10月10日から申請ができます。

【2】申請書の提出先

直接、各施設の窓口へ提出してください。なお、お電話での予約はできませんが、空き状況については、ご案内しています。

【3】使用の制限（以下の目的による使用はできません。詳しくは中央公民館まで）

- ① もっぱら営利を目的として事業を行うこと（販売行為）
- ② 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき
- ③ 特定の政党や支持者の利害、支援に関する活動
- ④ 特定の宗教や、宗派、教団の支持、支援に関する活動
- ⑤ その他、管理上支障があると認めるとき

3 使用料等について

館山市ホームページ内、教育委員会の中央公民館のページから、各施設の所在地、連絡先、利用方法、利用料金表等を参照してください。官公庁、市内の公共的団体、社会教育関係団体等が本施設を使用する場合は、免除又は減免の対象となります。

その他、ご不明な点等ございましたら、中央公民館までご連絡ください。